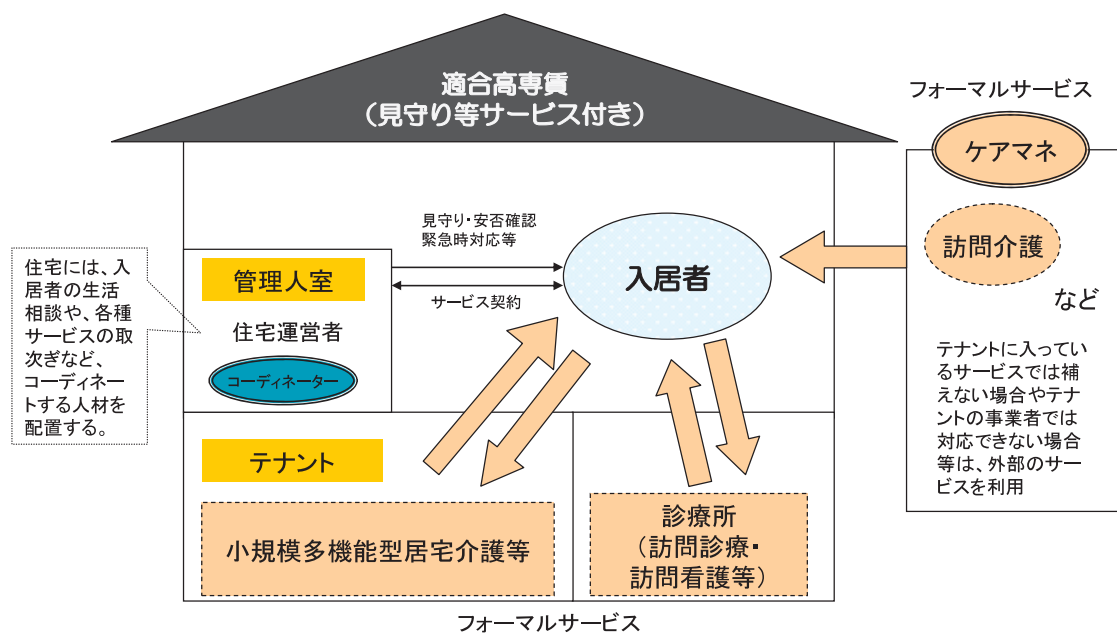


【施策の方向】

- 要介護状態になっても自宅での生活が可能となるよう、自宅のバリアフリー化の促進を引き続き図っていきます。
- 「高齢者向け住宅におけるサービス提供等のあり方指針（仮称）」を制定し、入居者と交わすサービス契約書や広告表示の在り方等について広く周知することで、高齢者向け住宅で提供されるサービスの内容等を都民により分かりやすいものとし、事業者が提供するサービスの質を担保します。
また、高齢者が要介護状態になっても24時間安心して暮らすことができるよう、在宅療養支援診療所や訪問看護等の医療サービス及び介護サービスを連携させた高齢者専用賃貸住宅の普及促進を図ります。
- 高齢者が多く住んでいる共同住宅について、住民の力や民間活力との連携による見守りの仕組みづくりを構築していきます。
- 民間賃貸住宅において、事故やトラブルに対する家主の不安の軽減を図り、高齢者等が円滑に入居できるよう環境整備に取り組みます。

<医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅のイメージ図>



【主な施策】

・住宅のバリアフリー化の促進〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

高齢期においても住み慣れた住まいで安心して暮らし続けられるよう、区市町村が高齢者のいる世帯を対象に行う住宅改修を支援します。

・住宅のバリアフリー化の促進〔都市整備局〕

「東京都住宅バリアフリー推進協議会」の活動などを通じ、民間住宅のバリアフリー化の普及啓発を図っていきます。

・高齢者向け優良賃貸住宅の供給〔都市整備局〕

バリアフリー化された優良な民間賃貸住宅等の供給を促進するため、区市町村が推進する整備を支援していきます。

・東京における高齢者の住まい方普及促進事業【新規】〔福祉保健局〕

高齢者向け住宅において提供されるケアや見守りサービスの在り方と適正な契約について、「指針」に基づき事業者に普及していきます。

また、高齢者が自分にあった住まいを選択できるよう、「指針」に合致した住宅の情報を広く公開するとともに、高齢者向け住宅の選び方について、都民向けのパンフレットを作成します。

・医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業【新規】〔福祉保健局〕

高齢者が医療や介護が必要になっても24時間安心して住み続けられる住まいを整備促進するため、医療と介護を連携させた高齢者専用賃貸住宅について、併設する医療や介護サービスに関する部分の整備費の一部を補助します。

・シルバーピア事業〔都市整備局、福祉保健局〕

高齢者が住み慣れた地域社会の中で、安心して生活できるよう、住宅施策と福祉施策が連携し、バリアフリー化等高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅に、安否確認や緊急時の対応等を行う生活援助員又はワーデン(管理人)を配置します。

・高齢者円滑入居賃貸住宅登録閲覧制度〔都市整備局〕

高齢者であることを理由に入居を拒否することのない賃貸住宅として登録し、その情報を広く提供します。

(登録主体：(財)東京都防災・建築まちづくりセンター)

・高齢者住宅支援員研修事業〔福祉保健局〕

高齢者が多く居住する共同住宅の管理人等に対し、高齢者が介護を必要とする状態になっても、安心して生活し続けられるよう、高齢者に関する介護等の基本的な知識を習得する研修を実施することにより、高齢者の見守り等を普及しています。

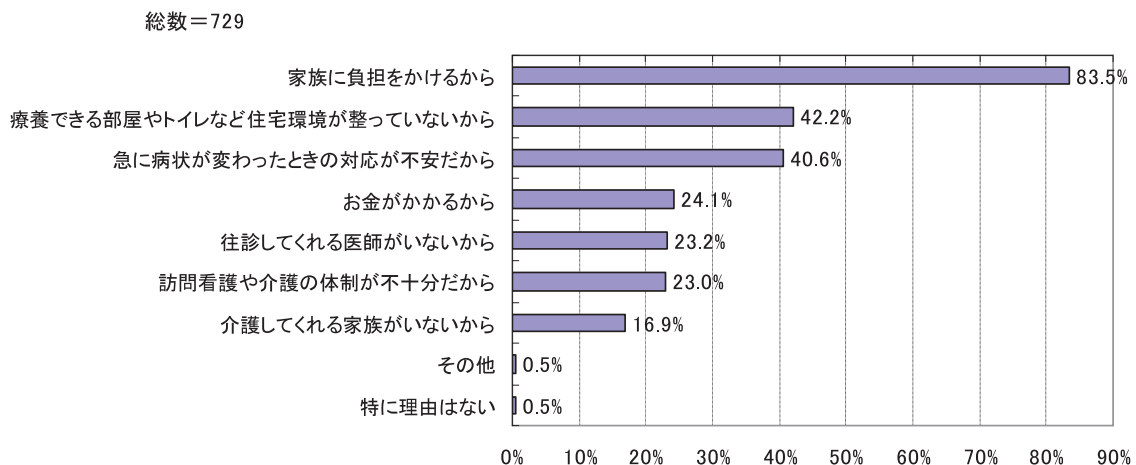
6 在宅医療の推進

【現状と課題】

- 今後、急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応するためには、限られた医療資源を有効に活用しながら、高齢者等が身近な場所で適時・適切に在宅医療を受けることができる仕組みを構築することが求められています。
- 都が平成18年に実施した「保健医療に関する世論調査」によると、45%の都民が長期療養が必要になった場合に在宅での療養を希望していますが、そのうちの、80%は「実現は難しいと思う」と回答しています。

「実現は難しいと思う」と回答した人にその理由を聞くと、「家族に負担をかけるから」などの理由が挙げられています。

<長期療養が必要になった場合に在宅療養の実現は難しいと思う理由（複数回答）>

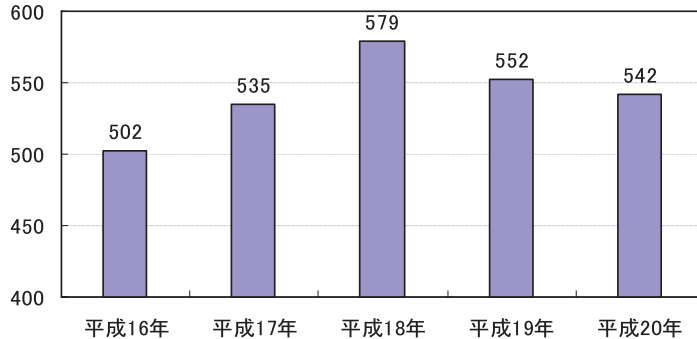


資料：東京都生活文化局「保健医療に関する世論調査」（平成18年5月）

- また、地域の在宅医療に携わる医師からも、患者の容態急変時や何かあったときに頼れる後方支援病院の存在が不可欠との声が寄せられています。
- 24時間の往診等が可能な体制を確保していることなどを要件とする「在宅療養支援診療所」が平成18年4月の診療報酬改定において新たに位置付けられ、平成19年11月現在において、都内の在宅療養支援診療所数は1,125か所となっています。
- 在宅医療を推進する上で、訪問看護ステーションは不可欠なものですが、都内の事業所数は、平成4年の制度発足以降順調に増加したものの、ここ最近ではほぼ横ばいで推移しています。
- 背景には、訪問看護ステーションに係る診療報酬・介護報酬が低いことに加え、平成18年4月の診療報酬改定により病院における看護職員の配置が強化され、看護職員の需

要が増大したことなどにより、事業所の廃止数が増加したことも挙げられます。

<訪問看護ステーションの事業所数の推移>



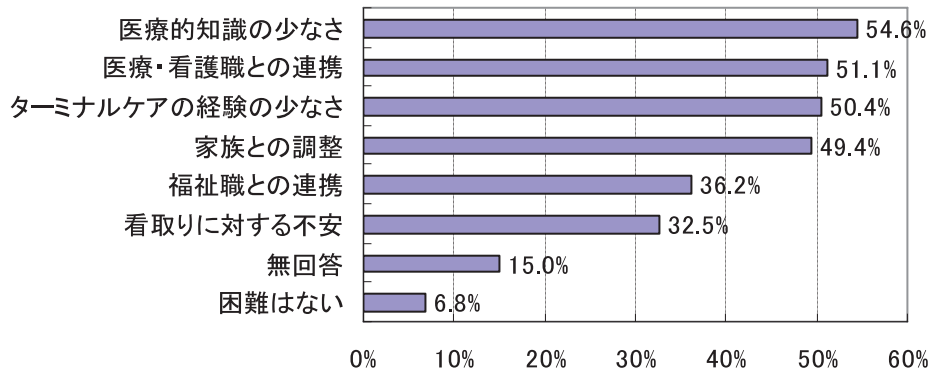
資料：指定状況一覧(各年4月1日現在の指定数)

- 365日24時間対応可能な在宅医療を支えるためには在宅療養支援診療所をはじめ地域の医療機関、訪問看護ステーションや病院など、様々な施設や職種が連携し、地域において切れ目ない診療・看護を提供できるよう、在宅医療の基盤強化を図ることが重要です。
- このため、医療依存度の高い高齢者へ適切なケアを提供するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）が訪問看護などの医療系サービスを取り入れたケアプランを作成することが必要です。

<ケアマネジメントに関する調査（平成19年度）>

ターミナルケアを担当することに困難を感じる点（複数回答）

総数=2,707



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

- また、在宅医療を推進するため、地区医師会等への委託により、関係する医療機関が連携し、24時間の医療提供体制の構築を図るモデル事業を平成20年度から実施しています。
- このほか、都では、住民に身近な自治体である区市町村がより主体的に実施する保健医療分野にわたる取組に対し、包括補助事業により積極的に支援しています。

【施策の方向】

- 区市町村が取り組むそれぞれの地域ニーズに応じた事業の在り方等の検討、在宅療養患者の容態急変時における病床の確保など、区市町村の在宅医療推進の取組に対して積極的な支援を行い、地域における在宅医療の基盤強化を推進していきます。
- 地域特性や具体的な取組手法の異なるモデル事業を実施し、その取組の評価検証結果を都内各地域における在宅医療提供体制の充実に活かし、365日24時間対応可能な在宅療養を支えるネットワークを構築していきます。
- 急性期を脱した患者が在宅医療へ円滑に移行できるように、急性期病院と在宅医療に従事するスタッフがお互いの診療方針や診療技術等を研修を通じて理解し合い、顔の見える連携関係を構築していきます。
- 在宅での療養を実現するため、地域の在宅医療に従事する医師や介護支援専門員（ケアマネジャー）をサポートする体制をつくることで、地域での在宅医療を促進していくとともに、患者・家族の在宅療養への不安を払拭し、在宅療養生活を選択しやすくします。
- 在宅における緩和ケアの提供、看取りの実施等のサービスを希望する患者やその家族の生活の質の向上に資するため、在宅緩和ケア支援センターを都内に整備し、在宅における緩和ケアの推進を図っていきます。
- 多くの医療関連職種がチームとして在宅医療に取り組むため、都が作成した在宅医療に係るガイドブックを積極的に活用して、都全体で医療・介護従事者の意識の向上を図っていきます。
- 訪問看護ステーションの安定的運営や地域におけるネットワーク形成に資するため、管理者への支援や他職種との連携を促進します。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、医療職との連携に必要な医療的知識を習得する研修を行い、高齢者に対する介護と医療サービスの向上を図ります。

【主な施策】**・在宅医療ネットワーク推進事業〔福祉保健局〕**

都民が身近な地域で安心して在宅療養生活を送ることができるよう、地域の医療機関や訪問看護ステーション、介護支援専門員（ケアマネジャー）などによる在宅医療ネットワークの構築に向けて、都内3地域でモデル事業を実施します。

・在宅医療相互研修事業【新規】〔福祉保健局〕

入院患者がスムーズに病院から在宅へ移行し、療養生活を送ることができるよう、病院の医師、看護師と在宅医療に従事するスタッフの連携を図るための研修等を実施します。

・在宅医療拠点病院モデル事業【新規】〔福祉保健局〕

療養患者の容態の急変等に対応した後方拠点病院を確保し、在宅医療に携わる医師等を支援するとともに、研修会等を通じながら、在宅医療に携わる者同士の顔の見える連携ネットワークの構築を図っていきます。

・在宅緩和ケア支援事業〔福祉保健局〕

在宅における緩和ケアに関する相談支援や普及啓発を行う拠点として在宅緩和ケア支援センターを設置し、在宅療養患者及びその家族のQOLの向上を図ります。

・在宅医療実践ガイドブックの活用〔福祉保健局〕

都が作成した「在宅医療実践ガイドブック」を広く周知するとともに、区市町村や関係団体が行う研修事業での積極的な活用を働きかけ、医療・介護関連職種の全都的な意識の向上を図っていきます。

・訪問看護ステーション支援事業〔福祉保健局〕

訪問看護ステーションの安定的運営のために、管理者に対しマネジメント能力の向上を目的とする研修を行うとともに、多職種間の連携の実践事例集を作成し、チームケアの推進・充実を図ります。

・在宅医療サポート介護支援専門員の養成【新規】〔福祉保健局〕

介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、医療サービスを含めた適切なケアプランの作成や医療職との連携に欠かせない基本的な医療的知識を習得するための研修を実施することにより、高齢者に対する介護と医療サービスの向上を図ります。